

『住民が誇りを持って暮らすまち』

## 東吾妻町第2次総合計画策定方針



平成 29 年 4 月 5 日承認  
東吾妻町総合戦略本部  
平成 29 年 3 月 23 日決定  
東吾妻町総合計画策定委員会

### 目次

1	策定方針の趣旨.....	1
2	次期計画の名称と期間.....	1
3	次期計画の性格と役割.....	2
	役割 1 住民と行政が目指す将来像を共有し、協働で取り組む計画.....	2
	役割 2 まちの魅力とブランド力を高める計画.....	2
	役割 3 行政の経営指針として活用できる計画.....	2
	役割 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画.....	2
4	次期計画の進行管理.....	2
5	次期計画の構成.....	3
	(1) 基本構想.....	3
	(2) 基本計画.....	3
	(3) 実施計画.....	3
6	次期計画の策定体制.....	4
	(1) 住民の参画体制.....	4
	(2) 審議会の設置.....	4
	(3) 町長ヒアリング.....	4
	(4) 庁内の策定体制.....	4
7	次期計画のレイアウト.....	5
8	次期計画策定に関わる資料.....	6
	整理する資料目録.....	6



## 1 策定方針の趣旨

平成 18 年 3 月 27 日に誕生した東吾妻町（以下、「本町」という。）は、平成 20 年 4 月に「東吾妻町第 1 次総合計画」を策定し、目指す将来像を「住民が誇りを持って暮らすまち」と定め、その実現に向けた取り組みを平成 29 年度までの 10 年間に渡り進めています。

また、第 1 次総合計画（以下、「現行計画」という。）では、新しい価値観による「人のためのまち」を創り出すことを基本理念として、住民と行政の協働によるまちづくりを目指しているところです。

しかしながら、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する住民意識の高まりなど、本町を取り巻く環境は、大きく変化しています。

加えて、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、本町に期待される役割は、ますます大きくなっているところです。

このような厳しい環境の中、本町においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、住民と行政の協働により各種の政策課題を解決するための仕組みづくりや自主的・主体的な政策展開を可能にする行政経営能力の向上をさらに進めていく必要があります。

一方、平成 23 年 5 月には地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定に係る義務付けが廃止され、市町村の基本構想の策定は、各自治体の判断によるものとされました。

しかし、基本構想を含む総合計画は、従来から本町の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであると同時に、住民にまちづくりの長期的な展望を示すもので、今後も本町の最上位計画としての位置づけは変わらないものであることから、住民、議会、行政の共有の計画として、総合計画を策定していくこととしています。

このような背景の中、本町ではこれまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、今後のまちづくり及び将来像を住民と共有するための第 2 次総合計画（以下、「次期計画」という。）策定を効率的に進めていくガイドラインとして、この策定方針をまとめることとしました。

## 2 次期計画の名称と期間

次期計画の名称については、町村合併にあたり東村・吾妻町合併協議会が策定した新しい町づくり計画を基礎に策定した現行計画に続くものであり、今後の町政運営の羅針盤であることから名称を「東吾妻町第 2 次総合計画」として、その期間は平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

### 3 次期計画の性格と役割

次期計画は、本町の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として位置づけ、その役割は以下のとおりとします。

#### 役割 1 住民と行政が目指す将来像を共有し、協働で取り組む計画

本町のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を住民にわかりやすく示し、住民が主役として、まちづくりに主体的に参画・協働するための計画とするとともに、民間事業者等（〔産〕産業界、〔学〕高等教育機関、〔金〕金融機関など）の参画や連携を得ることができる計画とします。

#### 役割 2 まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、本町の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

#### 役割 3 行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

#### 役割 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

国や県、広域的な行政との連携や本町の他の個別計画との整合性が確保された計画とします。特に平成27年度に策定した「東吾妻町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」及び「東吾妻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、少子高齢化に伴う人口減少が最大の課題であるとしてとらえていることから、その整合性を明確にした計画とします。

### 4 次期計画の進行管理

次期計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。

そこで、将来像実現に向けた施策に成果目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という行政評価サイクルの確立に向けた手法を取り入れた計画とします。

## 5 次期計画の構成

次期計画は、「基本構想」の下に「基本計画」、「実施計画」の3層で構成する現行計画を踏襲することとします。

### (1) 基本構想

基本構想は、本町の特性や住民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本町が目指す将来像とまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を明らかにするものです。計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成39年度（2027年度）を目標年度とする10年間の長期構想です。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想実現のため、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするものです。社会・経済情勢の変化や行財政の状況に的確かつ柔軟に対応するため、前期計画と後期計画を策定することとします。計画期間は、前期計画が平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間、後期計画が平成35年度（2023年度）から平成39年度（2027年度）までの5年間とします。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した達成目標や施策を計画的かつ効率的に実現するための計画であり、具体的に実施する事業を定めるもので、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。行政運営の機動性・柔軟性を確保するため3カ年計画として策定し、毎年度ローリングを行います。

東吾妻町第2次総合計画の計画期間

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
基本構想	10年間									
基本計画	前期5年間					後期5年間				
実施計画	3年間									
		3年間								
	3カ年計画を毎年度策定									

## 6 次期計画の策定体制

次期計画の策定にあたっては、住民の意見などを反映しながら協働によるまちづくりを進めつつトップマネジメントの強化を図るため、次のような体制で取り組みます。

### (1) 住民の参画体制

#### ① 住民意識調査

- ・18歳以上の町民1,800人の無作為抽出による「町民意識調査」を実施し、住民の意向を次期計画に反映していきます。
- ・また、平成27～28年度中に実施したまち・ひと・しごと創生に係る関連アンケート調査結果は、整合性を図る観点から併せて次期計画に反映させていきます。

#### ② 住民ワークショップ

- ・公募住民を中心に、職員も参加した住民ワークショップを実施し、住民からのまちづくり提言をできる限り次期計画に反映していきます。

#### ③ 関係団体や民間事業者等ヒアリング

- ・町政に関わりのある各種団体や民間事業者等（産学金など）からヒアリングを実施しその意向をできる限り次期計画に反映していきます。

#### ④ 中学校の「総合的な学習の時間」との連携

- ・東吾妻中学校3年生の「総合的な学習の時間」（卒業研究）と連携し、中学生のまちづくり提言を取り入れる試行を行います。

#### ⑤ その他

- ・パブリックコメント（意見公募）や地区別町政懇談会の場も活用していきます。

### (2) 審議会の設置

- ・東吾妻町総合計画審議会条例に基づき、地域の代表者や公募住民を中心とした審議会を組織し、町長の諮問により次期計画案について審議します。

### (3) 町長ヒアリング

- ・町長及び副町長、教育長の町執行部からどんな町を目指すのかヒアリングすることによって、トップマネジメントの強化を図っていきます。

### (4) 庁内の策定体制

- ・計画策定への幹部職員の参画により、実効性を担保するため総合計画策定委員会（委員長：副町長）を組織し、全庁体制のもと次期計画の立案等事務を行っていきます。
- ・策定委員会で協議した結果は、必要により東吾妻町総合戦略本部（本部長：町長）で総合調整し、庁内の意思決定の場として活用していきます。

## 7 次期計画のレイアウト

この策定方針に基づき、現行計画の検証や現状分析の結果、住民の意向、職員の意見などを総合的に勘案し「第2次総合計画（素案）」を作成し、審議会や町議会の議論などを踏まえた内容の補修正作業を行いながら、「第2次総合計画（案）」として最終的にまとめ、町議会に関連議案を提案する予定です。

なお、次期計画のレイアウト（イメージ）は以下のとおりですが、この内容は今後の議論や審議等を経ながら見直していくことになります。

東吾妻町第2次総合計画のレイアウト（イメージ）

第1部 序論	第1章 総合計画の策定にあたって	第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の性格と役割 第3節 計画の進行管理 第4節 計画の構成と期間
	第2章 計画策定の背景	第1節 東吾妻町の現状 第2節 町民意向の概要 第3節 社会潮流と東吾妻町の主要課題
第2部 基本構想	第1章 まちづくりの理念と将来像	第1節 まちづくりの基本理念 第2節 目指す将来像 第3節 まちづくりの基本目標 第4節 将来人口 第5節 土地利用方針
	第2章 分野別のまちづくり構想	第1節 住民と行政の協働 第2節 社会基盤の整備 第3節 生活環境の向上 第4節 産業の振興 第5節 保健・医療・福祉の充実 第6節 教育・文化施策の充実 第7節 行財政改革の推進
第3部 前期基本計画	第1章 重点施策	※住民の意見など反映しながら作成
	第2章 分野別計画	第1節 住民と行政の協働 第2節 社会基盤の整備 第3節 生活環境の向上 第4節 産業の振興 第5節 保健・医療・福祉の充実 第6節 教育・文化施策の充実 第7節 行財政改革の推進

## 8 次期計画策定に関わる資料

次期計画の策定にあたって、平成 28 年度に取り組んだ策定調査等の内容を資料として整理することとしました。

この資料を基にしながら、平成 29 年度のできる限り早い時期に「第 2 次総合計画（案）」をまとめることを目指します。

### 整理する資料目録

- ① 東吾妻町総合戦略本部の組織体制について
- ② 東吾妻町総合計画策定委員会の組織体制について
- ③ 東吾妻町総合計画審議会条例（平成 19 年条例第 6 号）
- ④ 現行計画【施策の体系】下における個別計画等の分類表
- ⑤ 現行計画の施策検証のまとめ（平成 28 年度）
- ⑥ 東吾妻町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要
- ⑦ 人口の将来展望にあたっての基礎データ整理のための意識調査結果（平成 27 年度）
- ⑧ まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のためのアンケート調査結果（平成 28 年度）
- ⑨ 東吾妻中学校 3 年生の「総合的な学習の時間」との連携事業まとめ（平成 28 年度）





## 参考 現行計画

「新しい町づくり計画（新町建設計画）」資料より ※平成28年3月計画変更 [年限延長]

### ■主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口		18,420	17,689	16,847	15,622	15,253	13,547
年齢別人口	年少人口(0～14歳)	2,979	2,520	2,131	1,716	1,428	1,348
	割合	16.2%	14.2%	12.6%	11.0%	9.4%	10.0%
	生産年齢人口(15～64歳)	11,049	10,502	9,814	8,984	8,617	6,871
	割合	60.0%	59.4%	58.3%	57.5%	56.5%	50.7%
	高齢人口(65歳以上)	4,392	4,667	4,901	4,917	5,208	5,328
	割合	23.8%	26.4%	29.1%	31.5%	34.1%	39.3%
世帯数		5,319	5,489	5,581	5,519	5,728	5,782
1世帯当り人員		3.46	3.22	3.02	2.83	2.66	2.34
就業人口		9,643	9,080	8,711	7,644	7,178	6,541
就業率		52.4%	51.3%	51.7%	48.9%	47.1%	48.3%
産業別	第1次産業就業人口	2,283	1,876	1,769	1,202	945	609
	割合	23.7%	20.7%	20.4%	15.8%	13.2%	9.3%
	第2次産業就業人口	2,935	2,778	2,291	1,967	1,645	1,518
	割合	30.4%	30.6%	26.3%	25.8%	22.9%	23.2%
	第3次産業就業人口	4,425	4,426	4,631	4,456	4,588	4,414
	割合	45.9%	48.7%	53.3%	58.4%	63.9%	67.5%

\*平成7年から平成22年までは、実績値(国勢調査)。

\*平成27年については、実績値(平成27年1月1日現在 住民基本台帳)と推計値(就業人口関係)を含む。

\*平成32年は推計値。

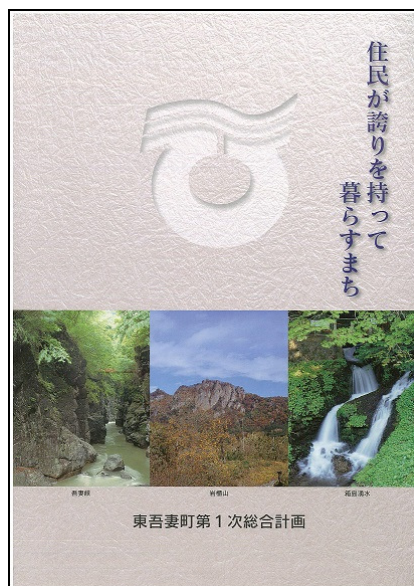
**「新しい町づくり計画（新町建設計画）」** 平成 18～32 年度（15 年間）※町村合併時に策定

この計画は、東村、吾妻町を一体的なまちとしてとらえ、どのようなまちが望ましいかを両町村の現況と特性や両町村の総合計画、住民アンケート調査などをもとに長期的な将来を展望し、平成 17 年 3 月に東村・吾妻町合併協議会がまとめたもので、合併後おおむね 15 年後を見通したものとなっています。



**「東吾妻町第1次総合計画」** 平成 20～29 年度（10 年間）

この計画は、平成 18 年 3 月 27 日に東村と吾妻町が合併し、新しい町としてスタートした東吾妻町が、平成 20 年度からの 10 年間、町民と行政が一体となって計画的にまちづくりを進めていくための基本指針として、新町建設計画を基礎に総合計画審議会の議論を経てまとめたもので、平成 20 年 4 月 14 日に議会で議決されました。





東吾妻町のマスコット「水仙ちゃん」

(平成 27 年 3 月 27 日お披露目)

町の花である「水仙」をモチーフにイメージされた明るく元気な妖精です。大きな耳は町のあらゆる情報を収集できる能力を持っています。右手に持っているのは魔法の杖で、町やみんなを元気にしてくれます。

## 東吾妻町第 2 次総合計画策定方針

編集（平成 28 年度）東吾妻町 企画課

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594-3  
TEL 0279-68-2111(代) FAX 0279-68-4900(代)  
E-mail kikaku@town.higashiagatsuma.gunma.jp